

## 校則

### 1 生活心得（校則）

- (1) 町田工科高等学校の生徒は本校に通う目的を常に意識し、様々な規則を自分の意志で守り、校内外を問わず高校生として模範となる行動と規則正しい生活をする。
- (2) 学校では学習・部活動・生徒会活動に専念する。
- (3) 早寝・早起きや家庭学習を実践する。
- (4) 授業には必ず出席する。やむを得ず欠席・遅刻・早退するときは、必ず保護者から欠席連絡システムか電話で学校に連絡する。  
電話042-791-1035（平日の午前8時15分～午後5時）
- (5) 始業時間は午前8時30分とし、校舎への立ち入りは午前7時30分からとする。
- (6) 下校時間は通常午後5時とし、部活動や補習等で教員の管理下では午後6時30分とする。
- (7) 身だしなみは、将来の進路活動を見据えて就活スタイルを基本にし、周囲に不快感を与えないように整える。
  - ① 服装は指定業者から購入したブレザー、スラックス、スカート、ネクタイ、リボン、学年色の校章バッジ、セーター、ベスト（以下、指定服とする）を以下のように着用する。
    - (ア) 制服（通年）
      - ・ 指定服と白色のワイシャツ（ブラウス）を着用する。スラックスのときはネクタイを、スカートのときはリボンをつける。
      - ・ ブレザーの左襟に校章バッジをつける。
      - ・ 制服の不必要な加工は禁止とする。
      - ・ 校内でのブレザーの着用は自由とする。（式典・行事等を除く）
      - ・ 指定服のベストとセーターの着用は自由とする。
      - ・ 防寒着はブレザーの上に着て、教室内や校内活動では脱ぐ。
      - ・ 防寒着については、黒・紺・茶・グレー系の色で無地または無地に近いものとする。
      - ・ 本校指定以外のカーディガン・セーター・パーカー類は禁止とする。
    - (イ) 夏期略装
      - ・ 5月1日から10月31日までは略装を選択できる。（期間は東京都クールビズ取組期間に合わせる）
      - ・ 制服からブレザーとネクタイ、リボン、校章バッジを省略する。
      - ・ 指定服のベストを着ることができる。
    - (ウ) 科目や行事、部活動等で服装を指定されることがある。
  - ② 装飾品はつけない。化粧はしない。
  - ③ 髪は地毛の髪質を保ち、清潔で活動時に安全な髪型とする。  
ただし、男子は髪が耳、えり、目にかからないようにする。女子の髪の長い生徒はヘアゴムの黒・茶系の派手でないものを着用する。  
パーマ、毛染め、特異な髪型、はっきりと段差に分かれている髪型は禁止する。
  - ④ 上履きは学年色のスクールシューズとする。
- (8) 校内での携帯電話等（スマートフォン、タブレット端末、等）の使用は必要最小限にし、ながら歩きはしない。
- (9) SNS等の利用は、トラブルや個人情報の漏えいに十分注意する。
- (10) 盗難防止のためロッカーにはカギをかけ、私物はロッカーに保管する。
- (11) 部活動は顧問教員の管理下で実施する。定期考査一週間前から定期考査終了までは、公式戦等で顧問教員が必要と判断したときを除き、活動禁止とする。
- (12) 通学
  - ① 通学方法は徒歩・自転車・バス・電車とし、交通ルールや乗車マナーを守る。
  - ② 自転車は自転車登録シールを貼り、学年の置き場に整列して置き、必ずカギをかける。

- ③ 事故にあったときはすぐに警察・保護者・学校の3カ所に連絡する。
- (13) 校舎や教具は大切に扱う。破損や紛失したときは、すぐに教員に報告する。
  - (14) クラスの担当区域や使用した場所の清掃を丁寧に行う。
  - (15) 校内で負傷や発病したときは、すぐに教員に連絡して適切な処置を受ける。
  - (16) 校内での食事は原則として自分のホームルーム教室で行う。歩きながらの飲食はしない。
  - (17) 校内では許可なく火器を使用したり所持したりしない。
  - (18) 災害発生時には身を守る姿勢を取り、決められた避難経路で避難する。
  - (19) 校外団体へ加入するときは、高校生にふさわしいものとする。
- (20) 届・願
- ① 氏名・住所・保護者等に変更があったときは、変更届を提出する。
  - ② 本人または家族が感染症にかかったときは、登校せずにその旨を学校に連絡する。
  - ③ 忌引日数は次の通りとする。

(ア) 父母	7日
(イ) 祖父母	3日
(ウ) 伯叔父母	3日
(エ) 曾祖父母	1日
(オ) 兄弟姉妹・親権者	5日
  - ④ やむを得ない理由で指定外の服装をするときは、申し出て許可を得る。
  - ⑤ 校舎のエレベータを使用するときは、エレベータ使用許可願を提出し許可を得る。
  - ⑥ 怪我等の理由で自家用車での送迎を希望するときは、自動車通学許可願を提出し許可を得る。
  - ⑦ 校内で掲示・陳列・配付等をするときは、生徒指導部の許可を得る。